

10月に通知が始まる「税と社会保障の共通番号（マイナンバー）」。

「携帯電話の基地局の地主は遠方に住んでいることもある。」

土地の賃貸料を年15万円を超えて個人に払う際、その人のマイナンバーも税務署宛ての支払調書に記す必要がある。



サポートグループはバイトの住民票所在地を把握することも検討中（経営する都内の飲食店）

支払う際にマイナンバーを収集する必要がある。損保ジャパン日本興亜の調査部課長、高橋明生（44）は「契約者とのやり取りは代理店を通すことが多いが、マイナンバーは厳重な管理が必要なので本社が直接、契約者と連絡を取ることにした」。

具体的には来年1月以降に満期を迎える積立商品などの契約者一人ひとりに書面を送る予定だ。契約者にはマイナンバーの通知カードと身分証明書のコピーを送り返してもらう。

学生のアルバイトなどを多く雇う企業も未知の作業に身構える。地方出身の学生は住民票を移していないことが多い。

サポートグループはピアホールやカフェでバイトを雇う。サポートグループマネジメントの人事グループリーダー、城戸寿弘（55）は「バイトの住民票がどこにあるのか、社内研修で所在地把握を徹底することも検討している」と話す。

「そんなに時間がかかるのか」。6月3日、栃木県庁で県内自治体向けに開いたマイナンバー制度の説明会。

個人番号カードの交付など、本人確認やパスワード登録などで1人30〜40分かかるとの国からの説明に戸惑いの声があがった。

個人番号カードの住民への交付は来年1月に始まる。しかし、制度の詳細を詰める国の作業が遅れ、現場での事務量は見えな

いまま。人口約3万4千人の矢板市では、通常通り市民課の約10人が窓口対応することを想定し、増員に向けた特別な予算を

手当てはしていない。「住民が朝から窓口で並ぶのは目に見えている。交付が追いつかなくなる」。積み重ねてきた準備の前提を覆す国の説明に、総合政策課課長補佐の石川民男（52）は不安を隠さない。

他部署からの応援や臨時職員の採用など対策に頭を悩ませる。住民への番号通知が始まるのは10月。全国の自治体は準備作業の追い込みにかかっている。

茨城県五霞町は7月から、地域の寄り合いや祭りなどの場を借りて、住民向けの出張講座を展

開する。政策財務課の矢島征幸（42）は「9月末までに周知できるかどうか勝負の分かれ目になる」と気を引き締める。

東日本大震災と原発事故の影響で、福島県会津若松市に役場機能を移している大熊町。住民課主査の大橋孝啓（45）は、番号通知に不安を抱える。

全町避難が続く大熊町では6月1日現在、住民登録がある1万810人のうち、1万802人が避難先を町に申告済み。だが、この住所は震災直後に登録後、更新していない。「実際にそこに住んでいるのかどうか、確認できていない」。避難者名簿係長、渡辺しのぶ（43）にも焦りの色がにじむ。

通知書は住民票の住所に郵送するが、宛先の住所に住んでいない本人に確実に届けるため、宛先の横には「転送不要」の文字が付記される。このため転居しても住民票を移していない人の手元には届かない。同じ事態は日本中で起こる可能性がある。

「個人番号カードの代理申請はどこまで認められるのか。大熊町の大橋は4月、政府が自治体向けに作った専用サイトを通じて質問した。代理申請は県外避難者に限らない。介護が必要が高齢者はどうすればよいか。全国共通の課題だ。画面には2週間後に回答することだったが「回答はまだ来ていない」。



個人番号カードの交付などで自治体の業務量は膨らんでいる（茨城県五霞町役場）